

## 日本の安全保障

-日米同盟について-

2011年7月1日

吉本 京史 (政策1)

### 目次

はじめに

1. 日米安全保障条約の歴史
2. 日米同盟の概要
3. 日米同盟の存在意義
4. 日米同盟の問題点
5. これからの日米同盟について(争点)

おわりに

### はじめに

日本の安全保障の根幹である日米安保。1951年に結ばれた旧日米安全保障条約、1960年に締結された新日米安全保障条約は、以前より日本を二分する議論であった。

近年では沖縄問題や米兵が引き起こした事件など負の側面が目立つようになっていたが、本年3月11日に起こった発生した東北関東大震災における米軍の『オペレーション・トモダチ』など日米同盟の正の側面も取り上げられるようになってきた。

そこで本勉強会では日米同盟について総合的に論じ、これからの日本の安全保障、特に日米同盟について検討していきたいと思う。

#### 1. 日米安全保障条約の歴史

1945年 8.15 敗戦 大日本帝国軍解体

1950年 6.25 朝鮮戦争勃発

7.8 マッカーサー警察予備隊創設と海上保安庁増員を指令

1951年 9.8 サンフランシスコ講和会議・旧日米安全保障条約締結

1957年 8.6 日米、日米安保委員会設置に合意

1958年 9.11 藤山・ダレス会談、日米安保条約改定に同意

1960年 1.6 藤山外相・米大使との安保改定交渉妥結

1.19 新日米安全保障条約調印

5.19 衆議院日米安全保障特別委員会を強行採決で通過

5.20 衆議院本会議を強行採決で通過

6.19 規定により、午前零時 新安保条約自然成立

1970年 日米安保自動更新期に

## 2. 現日米安全保障条約の概要

- ・第三条では締約国の憲法に従い、自助・相互援助の元、防衛力の維持・発展義務
- ・第四条では条約の実施に対しての協議について
- ・第五条では「日本国の施政の下にある領域」のみに共同防衛義務
- ・第六条では「日本の安全」と「極東の安全」のために米軍に施設、区域の使用許可  
なお合衆国軍の法的地位は「在日米軍地位協定」によって決められている。
- ・第10条では発効から10年が経過後、両締結国が条約終了通告を相手国にすることができ、  
その場合には一年後に条約が破棄される。

## 3 現代における日米安保の存在意義

### 3-1 国際平和秩序維持としての日米安保

- ・アジア・太平洋地域における一定の秩序としての米軍
  - ・ 国際平和維持活動(ペルシャ湾インドネシア地震等)の拠点としての日本
  - ・アジア太平洋地域における軍事的プレゼンスの提供  
タイ・ブルネイ・マレーシアは公式に歓迎 フィリピンも一度は米軍基地を撤退させたものの、中国の南沙諸島での活動活発化などを受け共同訓練などを再開
- ・ 台湾や朝鮮など周辺国有事の際の救援戦力  
——▶ 例として、沖縄に駐屯する第31海兵隊遠征隊(31MEU)は台湾、朝鮮有事に対する初動戦力となる

三一MEUの想定される任務は、朝鮮半島危機、台湾海峡への抑止と初動対応、対テロ作戦の実施、災害援助、民間人救出などが考えられるわけであります。

(略)ロードマップが作成される過程での在日米軍再編協議では、三一MEUを本土や国外に移設したケースなど、いろんなシミュレーションがなされておりました。そこで出てきた最大のかぎは、三一MEUが紛争地域まで展開する際の所要時間でありました。

三一MEUは、沖縄から台湾、朝鮮海峡へは一日で展開できます。ところが、日本本土の富士へ例えば移動した場合には、朝鮮半島には二日、台湾には三日掛かります。(略)朝鮮半島有事や台湾海峡有事の際の邦人救出作戦、他国の軍隊が宮古、石垣、尖閣などの先島諸島に上陸を試みようとする場合には、一日、二日の遅れが致命傷となるわけであります。したがって、三一MEUが県外移転された場合抑止効果は著しく低下することになるため、三一MEUは日本の抑止力維持のために沖縄に駐留する必要があるわけであります。

2009/5/2 第171国会 外交防衛委員会 第11号 川上高司参考人(拓殖大学教授)

- ・ アジア太平洋地域における抑止力としての米軍  
強大な勢力(中国や北朝鮮)に立ち向かうために、後進国や後発国は、  
大国に乗っかるしかない。

### 3-2 日本の同盟戦略

- ・ 圧倒的戦力を持つ中国、恫喝外交を繰り返す北朝鮮に対して、9 条や核を持たない日本では抑止力としては不十分である。

——→ 強大な戦力、核を持っており資本主義など共通点が多いアメリカが適している。

- ・ 日本の外交戦略的弱さを補う

日本の安全保障として、戦力均衡もあるが国際的に優位に立つ国や国際システムを運営する国について自国の安全を確保し、経済的利益などの副次的利益を得る。(バンドワゴン)

- ・ 制約が多い中での現実的な安全保障政策

貿易立国であり島国でもある日本はその輸出入の生命線であるシーレーンを自力で護衛するには膨大な戦力がいる

日本が第二次世界大戦後、強力な海軍力や空軍力を持たず、世界の海に日本の商船を安心して走らせてこられたのは、日米安全保障条約があったからに他ならない。日本の商船に危害を加える国があるなら、それはただちに米国の軍事力により制圧されることになる。だから誰も日本の商船と通商路を脅かそうとはしなかった。

もし日本が一切外国と安全保障関係の条約を持たず、まったく独自に防衛と利権保護を確保しようとするなら、戦前の帝国海軍の数倍の海軍力を必要としたであろう。

江畑謙介『中国が空母を持つ日』p101

それだけではなく周辺を大国に囲まれている日本は陸上戦力も増強しなければならないが、財政的にも限度がある。

——→ 世界の覇者である米国と安保を結ぶことによって安価に国土防衛を実現できる。

世界は裸で歩ける情勢ではないし、日本はまだ自分で防衛する力を持たない。駐留軍というが、番犬と考えればいいのだ。しかも経費は向こう持ちだよ。君たちは考えがブアだね

吉田茂

1999/02/14 朝日新聞朝刊より

### 3-3 米国の同盟戦略

・米国の安全と民主主義、経済的繁栄を維持する必要がある。

——→ 欧州ではNATO アジア太平洋地域では日米同盟

アメリカは日本を味方に引き入れることで、アジアにおける軍事的影響力を維持し、中東などにおける戦力投射の拠点、また米国経済の安寧化のための『要石』である。

アジアと太平洋地域における合衆国の安全保障政策は、日本の基地にアクセスすることと、合衆国の作戦に対する日本の支援とに依存している。日本の合衆国軍は、日本を守りまた近隣の合衆国の利益を守るだけでなく、極東地域全体の平和と安全を維持するという責務を有し、そのために準備をしている。日本にある合衆国の基地は、ほぼ全ての紛争地帯に迅速に展開できる好位置を占めている。太平洋方面ではその遠隔性に条件付けられるので、日本の基地へ確実にアクセスできるということは、侵略を阻止し打ち破る我々の能力にとって非常に重要である。

1998年 United States security Strategy for the East Asia-Pacific Region.p25

また米軍がフィリピンから撤退したためアジアにおける根拠地として、日本の必要性がさらに高まっている。

## 4. 日米同盟の問題点

### 4-1 日米同盟における『同盟』のディレンマ

・自国の最大の問題である安全保障を同盟国に委ねていいのか？

——→ 国の誇りを傷つけ、ナショナリズムを刺激する

・二つの恐怖 -意図せず巻き込まれる恐怖と見捨てられる恐怖-

——→ 朝鮮半島有事や台湾海峡危機などの有事の際に敵国に根拠地である日本を攻撃されないか？という恐怖

また巻き込まれないように共同防衛の約束を曖昧にしておけばもしもの有事の際に本当に必要とする際に同盟が機能しないのではないかという恐怖。

だが、約束を反故にされないために同盟を強化すると同盟が想定している敵国を刺激する。

### 4-2 日米同盟の『非対象性』

米国には日本防衛義務があるのに対し、日本は集団的自衛権が行使できないとする立場をとるため米国を防衛することが出来ない。

そのため

- ・日本が米国に施設及び区域の提供、金銭提供協定(俗に言う思いやり予算)
- ・米国が人的資源および装備

を提供しているが、日本側には軍事基地があることによる諸問題に対する不満  
米国側には日本が、米国の軍事力を傘に経済規模に見合った軍事支出をしておらず、  
その費用を経済活動に回しているという『安保ただ乗り論』が生まれた。

#### 4-3 沖縄への負担

米軍基地は、米軍のアジアにおける任務の性質および地政学上の理由から  
沖縄に 74%もの面積を持ち、それ故米軍に関する諸問題も多発している。

- ・基地騒音問題
- ・米兵による犯罪
- ・軍隊があることによる軍事目標化
- 等々

#### 5 これからの日米同盟(争点)

これからの日本の安全保障はどうすべきなのか？

- ・自主防衛？『駐留無き』安保？現状維持？

また米軍駐留に関する諸問題をどう軽減、解決していけばよいのか

米国は現状では満足せずより日本に前に出るように求めているがどうすべきか？

(略)アメリカは日本の領土を守る替わりに、日本はアメリカがアジア地域の安全保障の  
ために必要とする基地と施設を提供した。

この枠組みの中で、アメリカと日本の関係は必然的に先輩・後輩関係のようなもので  
あった。

最近、インド海での給油活動やイラクの復興支援など自衛隊がアジア地域以外でも  
存在感をアピールし、日本とアメリカの安全保障関係をより対等なものにした。

(中略)今後一段と日米同盟を進化させるために、過去の不幸な歴史などを乗り越えて日  
本が国際社会の中でリーダー的な役割を果たすために何が必要かについて日本自らの  
意識改革が求められる。

まずは、日本は自国の防衛に関して主たる責任を取らなければならない。日本の安全  
保障におけるアメリカの役割は残るが日本は自分でやれることをやるという姿勢を見  
せなければならない。この姿勢を明確に示すことによって日米の同盟関係は一層対等  
で一層成熟したものになって行く。

2007/02

セカンド・ナイ・アーミテージ・レポート

参考までに、私見ではあるがアジア・太平洋地域の安定のために米軍の日本駐留は不可欠であると考えます。ただ現状をそのまま受け入れるのではなく、米軍駐留の諸問題解決および軽減のために米軍の再編を支援するとともに、米軍の交代による力の空白を生まない程度の軍備増強および有事の際の法制を整え、最低限度の集団的自衛権を認める必要があると私は考える。

おわりに

安全保障は本来政治、軍事、経済などの要素を合わせもつものであり、複雑かつ難解なものである。その上これが主要因であるが、私の技量不足もあいまって非常に解りにくい勉強会になってしまい申し訳ない。

ただ国家最大の仕事である安全保障分野が、あまり興味・関心が持たれていないようなので勉強会で取り上げてみたく思った次第です。

これを期に安全保障に興味を持っていただければ私の無上の喜びとするところであります。

最後に私の好きな言葉をもってこのレジュメの締めとさせていただきます。

不幸にして、世界はまだ『武力を使わずにすむ国際問題の解決』を完全に達成するにはほど遠い状態にある。...我々はこの点についてあまりに無知ではなかったか？

...現実の世界はきわめて冷厳である。その実体から目をそらしていても、

平和と自由は得られないのではなからうか？

-江畑謙介(軍事評論家)

#### 参考文献

江畑謙介 『安全保障とは何か 脱・幻想の危機管理論』 平凡社 1999年

(財)平和・安全保障研究所 『日米同盟再考 知っておきたい100の論点』 亜紀書房 2010年

島川雅史 『アメリカ東アジア軍事戦略と日米安保体制』 社会評論社 2006年

防衛大学校安全保障学研究会 『安全保障学入門』 亜紀書房 2003年

田村重信、杉之尾宜生 『教科書・日本の安全保障』 芙蓉書房 2004年

防衛省 『平成22年度防衛白書』 2010年

本間浩 『在日米軍地位協定』 日本評論社 1996年

参考 URL 以下全て 2011年7月1日アクセス

日本ソフトパワー研究所(<http://www.jsftpower.org/>)

防衛省 (<http://www.mod.go.jp/>)

## 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 条文

第一条 締約国は、国際連合憲章 2 に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条 締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。

締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。

第三条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条 締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

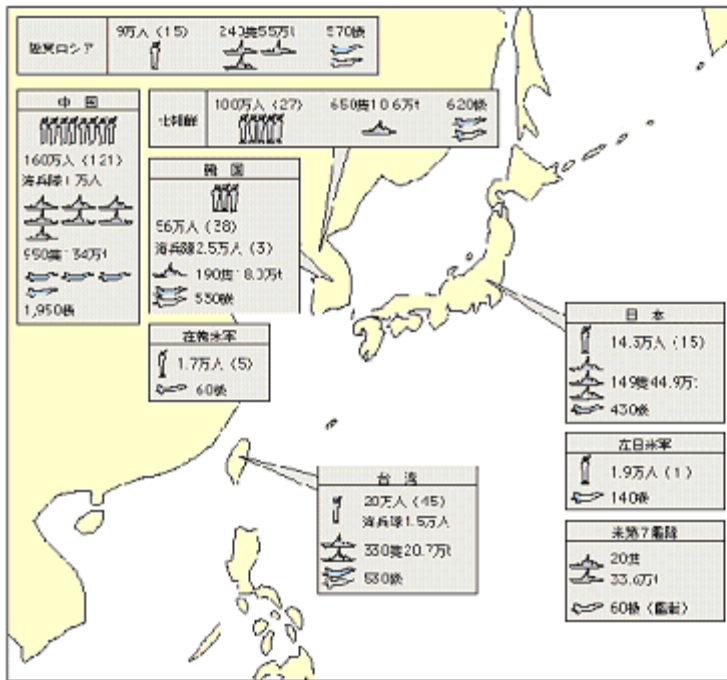
第七条 この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条 この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。 第九条 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第十条 この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。



資料 I  
日本周辺国の軍事力

防衛省HP  
『平成22年度防衛白書』

参照

- (注) 1 資料は、米国防省公表資料、ミリタリーバランス(2010)などによる(日本は平成21年度末実勢)。  
 2 在日・在韓駐留米軍の陸上兵力は、陸軍および海兵隊の総数を示す。  
 3 作戦機については、海軍および海兵隊機を含む。  
 4 ( ) 内は、併合、集団などの基幹部隊の数の合計。北朝鮮については併合のみ。台湾は憲兵を含む。  
 5 米第7艦隊については、日本およびグアムに前方展開している兵力を示す。